

◆利用料金の目安 ※1ヶ月分(30日分)とし、計算しておりますので、31日の月、28日の月などで変動いたします。

			要介護度1	要介護度2	要介護度3	要介護度4	要介護度5
介護保険上使用する単位	要介護度別基本単位		20100	22200	24450	26580	28650
	加算	夜勤職員配置加算	810				
		精神科医療指導加算	150				
		看護体制加算(Ⅰ)イ	180				
		日常生活継続支援加算(Ⅱ)	1380				
		栄養マネジメント体制強化加算	330				
		科学的介護推進体制加算(Ⅰ)	40				
		生産性向上推進体制加算Ⅱ	10				
		介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	3220	3514	3829	4127	4417
		(合計単位×14%)					
	合計単位		26220	28614	31179	33607	35967
金額換算	自己負担額(負担割合が1割の場合)		¥27,636	¥30,160	¥32,863	¥35,422	¥37,910
	居住費		1日あたり¥3,200 ※負担限度額認定証の発行があれば¥1,370または¥880/日				
	食費		1日あたり¥1,512 ※負担限度額認定証の発行があれば¥1,360または¥650または¥390または¥300/日				
月額 ※概算による参考料金	減 免 無	3割負担	¥224,268	¥231,840	¥239,949	¥247,626	¥255,090
		2割負担	¥196,632	¥201,680	¥207,086	¥212,204	¥217,180
		1割負担	¥168,996	¥171,520	¥174,223	¥176,782	¥179,270
	第3段階②		¥109,536	¥112,060	¥114,763	¥117,322	¥119,810
	第3段階①		¥88,236	¥90,760	¥93,463	¥96,022	¥98,510
	第2段階		¥65,736	¥68,260	¥70,963	¥73,522	¥76,010
	第1段階		¥63,036	¥65,560	¥68,263	¥70,822	¥73,310

※加算について

夜勤職員配置加算(Ⅱ)イ	夜勤帯における手厚い職員配置を行うことでの加算
精神科医療療養指導加算	精神科医が月2回、認知症入所者等の療養指導を行うことでの加算
看護体制加算(Ⅰ)イ	常勤の看護師を1名以上配置し、手厚い看護を行うことでの加算
日常生活継続支援加算(Ⅱ)	重度の認知症の入所者が多くを占める施設において、介護福祉士資格を有する職員を手厚く配置することでの加算
栄養マネジメント体制強化加算	食事観察を週3回以上実施。栄養状態、嗜好等をふまえた食事調整を実施する場合に算定
科学的介護推進体制加算(Ⅰ)	入所者の心身状況等に係る情報を厚生労働省に提出しケアの質向上を図っている場合に算定
生産性向上推進体制加算(Ⅱ)	介護現場における生産性の向上促進と業務改善の取組によるデータの提供を行っている場合に算定

※その他の加算(該当者のみ。加算算定体制が整い次第、算定する内容)

療養食加算6単位/食(1食7円)	医師の指示に基づく療養食を提供することでの加算
初期加算30単位/日(日額32円)	新規に入所された場合及び1ヶ月以上入院され退院した場合に30日間加算します
外泊時費用加算 246単位/日(日額260円)	外泊や入院された場合で施設に在所していない日であっても、外泊又は入院の翌日から6日間(月をまたいで連続した場合は最長12日間)が加算されます。
褥瘡マネジメント加算	入所者ごとの褥瘡計画に従い、褥瘡管理を実施する場合に算定
排泄支援加算	医師、看護師、介護支援専門員等が共同で排泄に介護を要する原因を分析し、それに基づいた支援計画書の策定と、当該支援計画に基づく支援を継続して実施した場合に算定。
安全対策加算	外部研修を受けた担当者が組織的に安全対策を実施する場合に算定。